

茅ヶ崎少年・少女サッカーリーグ規約

第1条（名称）

このリーグは、茅ヶ崎少年・少女サッカーリーグという。

第2条（目的）

このリーグは、茅ヶ崎少年・少女サッカーレベルの向上を目指すと共に健全なる少年・少女の育成を目的とする。

第3条（組織）

このリーグは、茅ヶ崎サッカー協会（以下「協会」という。）の4種及び5種の加盟団体（以下「加盟団体」という。）で組織する。

なお、加盟団体は目的遂行のために、運営管理等に協力しなければならない。

第4条（チーム登録）

- 1 チーム登録は原則として、年度当初の第1回少年委員会で登録を締め切る。
- 2 追加登録は前後期の間のみとする。
- 3 追加登録ができるのは2ブロック以上ある部とし、その場合、最下位ブロックに登録する。
- 4 1ブロック部へは登録できないが、後期から参考試合として参加できる。
- 5 1チームの登録人数は次のとおりとする。

（1）6年、5年、4年	11名以上
（2）3年の部（8人制）	8名以上
（2）わんぱくの部	8名以上
（3）女子の部	登録チームの協議による。

第5条（選手資格及び登録）

- 1 このリーグに登録することのできる選手は加盟団体の選手であること。
- 2 選手の二重登録は禁止とする。ただし、前後期の間に5名以内の入れ替えをすることができる。
但し、入れ替えの手続きは登録名簿の提出により行う。
- 3 選手の追加登録は随時できる。
- 4 女子は、1学年下の部に登録できる。

第6条（試合）

- 1 試合時間は、4年以上の部と女子の部は40分、3年の部は30分、わんぱくの部は20分とし、共にハーフタイムは5分とする。
- 2 選手数の登録及び交代は自由とする。ただし、ユニフォームに番号のついていない

選手の出場を認めない。

- 3 選手のユニフォームは色違いを必ず2枚用意する。
- 4 試合ボールは当該チームが1個ずつ提出し、主審が決定する。
- 5 試合は、1ブロックの場合は年間1回戦総当たりとし、すべての試合の成績で順位を決定する。ただし、登録チーム数によりこの限りでない。
- 6 2ブロック以上の場合は前後期制とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、女子の部及びわんぱくの部については、チーム数及び会場確保の実情により考慮し、少年委員会に諮り、別の試合方法をとることができる。
- 8 わんぱくの部は、わんぱくの実施要項を適用する。
- 9 ボールは、4号公認球ボールを使用する。
- 10 ベンチに入れる指導者は5名以内とする。(3年生の部は3名とする)
- 11 警告(イエローカード)を受けた選手は、当該試合において2回受けた場合、退場とし、1回の場合は次試合へ持越さない。
- 12 退場処分(レッドカード及びイエローカード2枚)を受けた選手については次の公式戦1試合を出場停止とする。
- 13 監督・指導者への退席処分についても、上記退場処分に順ずる。

第7条(棄権)

次の事項に該当するチームは棄権とする。

試合開始のホイッスルが鳴った時点で出場選手がセンターラインに8名(3年の部(8人制)7名、わんぱくの部は5名)以上整列していない場合。

第8条(勝ち点及び順位)

リーグ戦における勝ち点及び順位は次のとおりとする。

- 1 勝ち3点、引き分け1点、負け0点、不戦敗-1点 但し、不戦敗のスコアは0-5とする。
- 2 順位は勝点の多い順に決定する。
- 3 同点の場合は次の規定により決定する。
 - (1) 全試合の得失点差
 - (2) 総得点
 - (3) 当該チーム同士の対戦成績
- 4 前項の規定で決しない場合は同順位とする。

第9条(表彰)

全日程を終了したとき、次の順位チームの表彰を行う。但し、わんぱくの表彰についてはわんぱくの実施要綱による。

- (1) 優勝 優勝旗(Aリーグ)優勝杯、賞状、盾
- (2) 2位 賞状、盾
- (3) 3位 賞状、盾

第10条（開会及び閉会）

- 1 このリーグは、開会式及び閉会式を行う。
- 2 開会式及び閉会式の参加選手は、原則として3年の部以上としユニフォームを着用する。
- 3 閉会式は同時に表彰を行うこととする。

第11条（審判）

各チームは、有資格審判員を2名以上帯同しなければならない。

第12条（罰則）

加盟チームが諸規定を履行しなかった場合は少年委員会の裁定に基づくものとする。

第14条（業務分担）

- 1 少年委員会規約により担当を決め、別に毎年度運営担当チームを決定する。
- 2 運営担当チームは該当試合の運営管理を責任をもって行うとともに、成績収集等に当たり、担当に報告するものとする。

第15条（実施要綱）

本規約により毎年度、実施要綱を別に定める。

第16条（雑則）

本規約に定めのない事項が生じたときは、少年委員会の協議により定めるものとする。

附則

（施行期日）

この規約は、2010年4月1日より施行する。